

中小企業経営強化税制（法人税）

久住 透 相談部 東京相談室

平成29年度税制改正において、中小企業にとって経営力の向上につながる生産性の向上は引き続き推進していくべき重要課題であるとの観点から、従来の特定生産性向上設備等に係る措置が改組され、中小企業経営強化税制が創設されました。今回は、法人税における中小企業経営強化税制について、対象となる法人、対象となる設備や事業などの主な要件、適用を受けるための手続などを解説します。

【参考資料】 本稿で取り上げた各項目に関連する参考資料として、官公庁等が発行しているパンフレットなどの名称とホームページの URL を最終ページにまとめて掲載しています。

【内容について】 本稿では、法人税における中小企業経営強化税制について、その概要を説明しています。適用を検討する場合は、例えば官公庁のパンフレットなどを参照したり、税務署や税理士等の専門家に問い合わせたりするなどの方法で、制度の内容や適用要件等の詳細を確認してください。

1. 制度の概要

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等（注）で青色申告書を提出するものが、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの間に、その経営力向上計画に記載された経営力向上に著しく資する一定の設備等（「特定経営力向上設備等」という。詳細は、次ページ第2項「対象となる設備等（特定経営力向上設備等）」参照）で、その製作等の後、事業の用に供されたことのないものの取得等をして、これを国内にあるその法人の営む一定の事業（「指定事業」という）の用に供した場合には、その指定事業の用に供した事業年度において、その特定経営力向上設備等について、取得価額から普通償却限度額を控除した金額に相当する金額の特別償却（即時償却）またはその取得価額の7%相当額（資本金の額もしくは出資金の額が3,000万円以下の法人などは10%相当額）の法人税額の特別控除を選択適用することができます。

特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合の償却不足額を1年間繰り越すことができます。一方、税額控除額は、中小企業経営強化税制（本制度）、中小企業投資促進税制 [参考資料 a]、および商業・サービス業・農林水産業活性化税制 [同 b] の税額控除の合計で、その事業年度の法人税額の20%相当額が上限です。税額控除限度超過額については、1年間繰り越すことができます。

ファイナンスリース取引による場合も本制度の対象ですが、ファイナンスリース取引のうち、所有権移転外リース取引は法人税額の特別控除のみ利用可能です（特別償却は利用不可）。なお、オペレーティングリース取引による場合は本制度の対象外です。

注：資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人（ただし、①発行済株式総数等の2分の1以上が同一の大規模法人（資本金の額もしくは出資金の額が1億円超などの一定の法人）に所有されている法人、②前記①のほか、発行済株式総数等の3分の2以上が複数の大規模法人に所有されている法人——を除く）など。

【参考】固定資産の特例

中小企業等経営強化法の経営力向上計画の認定を受けた中小企業者等は、平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間内に、同計画に基づき一定の設備等を新規取得した場合、一定の要件を満たせば当該設備の固定資産税が3年間にわたって2分の1に減額される特例の適用も受けられます（平成29年12月に公表された与党の平成30年度税制改正大綱では、この固定資産税の特例は適用期限をもって廃止し、別途、固定資産税を3年間2分の1からゼロまで軽減できる生産性向上に係る特例措置を創設するという方針が示されました）。

2. 対象となる設備等(特定経営力向上設備等)

本制度の対象となる特定経営力向上設備等の類型、要件などは下表のとおりです。なお、下表の「要件の証明・確認」に加え、主務大臣申請・認定（次ページ第4項「適用を受けるための手続の概要」の表中（4）参照）が必要です。

| 類型 | 生産性向上設備（A類型） | | | 収益力強化設備（B類型） | | |
|------------|--|---------------|--------|---|---------------|--|
| 要件 | 一定期間内に販売されたモデル（最新モデルである必要はない）で、かつ、経営力向上に資するものの指標（生産効率、エネルギー効率、精度など）が旧モデル比で年平均1%以上向上している設備。 | | | 年平均の投資利益率（注1）が5%以上となることを見込まれることにつき、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備。 | | |
| 要件の証明・確認 | 工業会等から証明書を取得。 | | | 経済産業局から確認書を取得（公認会計士または税理士の事前確認が必要）。 | | |
| 対象設備 | | | | | | |
| 種類 | 用途または細目 | 1台1基または一の取得価額 | 販売開始時期 | 用途または細目 | 1台1基または一の取得価額 | |
| 機械装置 | すべて | 160万円以上 | 10年以内 | すべて | 160万円以上 | |
| 工具 | 測定工具および検査工具 | 30万円以上 | 5年以内 | すべて | 30万円以上 | |
| 器具備品（注2） | すべて | 30万円以上 | 6年以内 | すべて | 30万円以上 | |
| 建物附属設備（注3） | すべて | 60万円以上 | 14年以内 | すべて | 60万円以上 | |
| ソフトウェア（注3） | 設備稼働状況等に係る情報収集機能および分析・指示機能を有するもの。 | 70万円以上 | 5年以内 | すべて | 70万円以上 | |
| その他の主な要件 | 生産等設備（注5）を構成するものであること。中古資産・貸付用の資産ではないこと。 | | | | | |

注1：
年平均の投資利益率＝
$$\frac{\text{各年度において増加する営業利益と減価償却費の合計額（設備の取得等をする年度の翌年度以降3カ年度におけるものに限る）を平均した額}}{\text{設備の取得等をする年度におけるその取得等をする設備の取得価額の合計額}}$$

注2：電子計算機については、情報通信業のうち自己の電子計算機の情報処理機能の全部または一部の提供を行う事業を行う法人が取得または製作をするものを除く。医療機器については、医療保健業を行う事業者が取得または製作するものを除く。

注3：医療保健業を行う事業者が取得または建設するものを除く。

注4：複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く。

注5：生産等設備とは、その法人の指定事業の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、事務用器具備品、本店、寄宿舎等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るもの等は該当しない。

3. 対象となる事業（指定事業）

本制度の対象となる指定事業は、中小企業投資促進税制の対象事業及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象事業のすべてで、農業、林業、漁業、鉱業、建設業、製造業、卸売業、小売業、一定のサービス業など、いろいろな業種が含まれます（[参考資料c]の「中小企業等経営強化法に基づく税制措置・金融支援活用の手引き」）。電気業（注）、水道業、鉄道業、航空運輸業、銀行業、娯楽業（映画業を除く）等は対象になりません。

注：売電のみを目的とした太陽光発電設備は電気業の用に供する設備になると考えられますので対象になりません（[参考資料c]の「中小企業経営強化税制 Q&A集」）。

4. 適用を受けるための手続の概要

手続は概略、次表の順序です。なお、④「経営力向上計画の認定」の前に、⑤「設備等の取得等を実施」した場合であっても、設備等の取得等の日から60日以内に経営力向上計画の申請が受理され、かつ、設備等の取得等の日および事業の用に供した日を含む事業年度内に認定を受ければ、本税制の適用が可能です。

| | 生産性向上設備（A類型） | 収益力強化設備（B類型） |
|---|---|--|
| ① | 適用を受けようとする中小企業者等（以下「適用対象法人」）は、適用対象とする設備等を生産した機器メーカー等（以下「製造業者」）に、当該設備等に係る生産性向上要件の証明書（以下「証明書」）の発行を依頼。 | 適用を受けようとする中小企業者等（以下「適用対象法人」）は、投資計画の確認申請書（以下「確認申請書」）に必要事項（投資計画）を記入し、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を添付の上、公認会計士または税理士に事前確認を依頼。公認会計士または税理士は確認申請書と裏付けとなる資料とに齟齬がないか等を確認し、適用対象法人に事前確認書を発行。 |
| ② | 【製造業者と工業会等との間の手続】 製造業者は、当該設備等を担当する工業会等に所定の書類を提出。工業会等は要件を確認し、製造業者に証明書を発行。 | 適用対象法人は、必要に応じて確認申請書の修正等を行った上で、上記①の事前確認書、必要書類を添付の上、所轄の経済産業局に確認申請書を持参して説明（事前予約が必要）。 |

| | | |
|---|---|---|
| ③ | 製造業者は、適用対象法人に上記②の証明書を転送。 | 経済産業局は、投資計画を確認し、適切な場合は確認書を発行し、確認申請書及び確認申請書の添付書類とともに適用対象法人に交付（注3）。 |
| ④ | 適用対象法人は、上記③の証明書を取得した設備等について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに③の証明書の写し等の必要書類を添付して、主務大臣（注1）に計画申請実施（注2）。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを適用対象法人に交付。 | 適用対象法人は、上記③で確認を受けた投資計画に係る設備等について経営力向上計画に記載し、計画申請書及びその写しとともに③の確認書および確認申請書（いずれも写し）等の必要書類を添付して、主務大臣（注1）に計画申請実施（注2）。主務大臣は、計画認定書と計画申請書の写しを適用対象法人に交付。 |
| ⑤ | 適用対象法人は、認定を受けた経営力向上計画に基づき当該設備等の取得等を実施。 | 適用対象法人は認定を受けた経営力向上計画に基づき当該設備等の取得等を実施。 |
| ⑥ | 適用対象法人は、上記③の証明書、同④の計画申請書および計画認定書（いずれも写し）を添付して所定の税務申告を行い、各要件を満たすことにより本制度を適用。 | 適用対象法人は、上記③の確認書、同④の計画申請書および計画認定書（いずれも写し）を添付して所定の税務申告を行い、各要件を満たすことにより本制度を適用。 |

注1：主務大臣については、[参考資料c]の「経営力向上計画 事業分野と提出先」を参照。

注2：経営力向上計画の作成のしかたについては[参考資料c]の「－中小企業等経営強化法－ 経営力向上計画策定の手引き」を参照。

注3：適用対象法人は、上表③で確認を受けた投資計画に関する実施状況報告を、一定の期限内に所轄の経済産業局に提出する必要があります。

5. 中小企業者等の設備投資に係る法人税の他の特例制度との選択

中小企業者等の設備投資に係る法人税の特例制度である本制度、中小企業投資促進税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制には、概ね下表のような相違点があります（要件等の詳細は省略）。一般的には、このような違いを考慮し、事業の状況等に応じて、どの制度の適用を選択するかを検討することになるでしょう。

| | 中小企業経営強化税制 (本制度) | 中小企業投資促進税制 | 商業・サービス業・農林 水産業活性化税制 |
|--|--|----------------------------------|---|
| 対象設備の種類 | 機械装置、工具、器具備品、建物附属設備、ソフトウェア | 機械装置、工具、ソフトウェア、車両、船舶 | 器具備品、建物附属設備 |
| 優遇内容 (カッコ内は資本金 3,000万円以下の法人 など) | 即時償却と法人税額の特別控除7%との選択（即時償却と法人税額の特別控除10%との選択） | 特別償却30%（特別償却30%と法人税額の特別控除7%との選択） | 特別償却30%（特別償却30%と法人税額の特別控除7%との選択） |
| 必要となる一定の者の 確認、指導など | ①工業会等の証明または 経済産業局の確認、および ②主務大臣の経営力向上 計画認定 | | 認定経営革新等支援機 関等の経営改善指導・助 言（[参考資料b]） |

<参考資料>

- [a] 中小企業庁「中小企業投資促進税制」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2014/tyuusyoukigyoutousisokusinzeisei.htm>
- [b] 中小企業庁「商業・サービス業の設備投資を応援します(商業・サービス業・農林水産業活性化税制)」
<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/2015/150401zeisei.htm>
- [c] 中小企業庁「経営サポート『経営強化法による支援』」
<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
- [その他参考資料]
- 財務省「平成 29 年度 税制改正の解説 租税特別措置法等（法人税関係）の改正」
（「第一」の「九」が中小企業経営強化税制（法人税）の解説）
http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/explanation/pdf/p0379-0575.pdf

内容は2018年1月19日時点の情報に基づいて作成されたものです。

本情報は、法律、会計、税務などの一般的な説明です。個別具体的な法律上、会計上、税務上等の判断や対策などについては専門家（弁護士、公認会計士、税理士など）にご相談ください。また、本情報の全部または一部を無断で複写・複製（コピー）することは著作権法上の例外を除き、禁じられています。

みずほ総合研究所 相談部東京相談室 03-3591-7077 / 大阪相談室 06-6226-1701
<http://www.mizuho-ri.co.jp/service/membership/advice/>